

参議院議員選挙

7月3日（木）公示、

投票日は**7月20日（日）** 予定です。



参議院議員選挙が、7月20日（日）に行われる予定です。
選挙は政治に参加するもっとも良い機会です。忘れず投票しましょう。

▶投票できる人は、平成19年7月21日までに生まれた人

投票できる人は、平成19年7月21日までに生まれた人で、日野町に住所がある人です。
ただし、転入した人は、令和7年4月2日までに転入届を済ませていることが必要です。

▶投票所入場券を忘れずに持参してください

投票に行くときは、あらかじめ送付された投票所入場券をご持参ください。
なお、入場券が届かない場合や、なくしてしまった場合でも選挙人名簿に登録されて
いれば投票できますので、投票所の受付に申し出てください。

▶期日前投票は7月4日（金）～7月19日（土）まで

期日前投票は、7月4日（金）～7月19日（土）まで行っています。投票日に仕事や
旅行などで投票区を離れる予定のある人は、期日前投票をしておきましょう。

- ①積極的に期日前投票を利用し、体調が良いときに早めに投票を済ませましょう。
- ②投票所入場券裏面の宣誓書は、あらかじめ記入してから入場してください。

【期日前投票場所】 日野町山村開発センター 1 階 大集会室

【期日前投票時間】 午前 8 時 30 分から午後 8 時まで

▶不在者投票について

日野町に住所がありながら、日野町以外の市町村に滞在中の人や、指定病院、老人ホーム
に入院・入所している人は、従来どおり「不在者投票」ができますので、詳しくは、
町選挙管理委員会（役場総務課内）までお問い合わせください。

▶投票所は、町内9カ所です

投票区名	投票所施設名	投票区内の地区名	投票時間
第1投票区	町公民館	黒坂1～7区、下黒坂、根妻、下菅、中菅、 中菅中央、近江・畑、小河内、布瀬谷	午前7時～午後7時
第2投票区	久住集会所	久住	午前7時～午後5時
第3投票区	菅福公会堂	下上菅、中上菅、上上菅、諏訪、井ノ原、漆原、 下福長	午前7時～午後6時
第4投票区	奥渡公民館	榎市、小原、別所	午前7時～午後6時
第5投票区	老人憩の家	津地、安原、下榎1・2区、上本郷、下本郷	午前7時～午後7時
第6投票区	山村開発センター	根雨1～6区、三谷1・2区、貝原、高尾、 舟場、野田	午前7時～午後7時
第7投票区	金持公民館	後谷、金持	午前7時～午後6時
第8投票区	板井原公民館	板井原	午前7時～午後5時
第9投票区	真住公民館 （旧町青年の家）	濁谷、門谷、秋縄、三土	午前7時～午後6時

【問合せ】町選挙管理委員会（役場総務課内）電話 72-0331



国民健康保険・ 後期高齢者医療保険の被保険者証等 更新のお知らせ

8 月からの新しい資格確認書等は、7 月中に届くように郵送します。
古い保険証は、8 月以降にご自身で処分していただくようお願いします。

令和 7 年 8 月からの医療機関（病院や薬局）の受診方法	
①マイナ保険証を持っている人 (マイナンバーカードを保険証として使えるよう保険証 利用登録をしている人)	■引き続きマイナ保険証をご利用ください。 70 歳以上の国民健康保険の被保険者は、令和 7 年 7 月 下旬に新しい資格情報のお知らせを郵送します。
②マイナ保険証を持っているが、 利用していない人	■資格確認書をご利用ください。 国民健康保険の被保険者は、役場健康福祉課に資格確認 書の交付申請が必要です。 後期高齢者医療の被保険者は、マイナ保険証を持ってい る人にも、令和 7 年 7 月下旬に新しい資格確認書を全員 に郵送します。(交付申請不要)
③マイナ保険証を持っていない人 (マイナンバーカードの保険証利用登録をしていない人、 マイナンバーカードを作っていない人)	■資格確認書をご利用ください。 令和 7 年 7 月下旬に新しい資格確認書を郵送します。 (交付申請不要)

〈マイナ保険証を持っているかわからない場合〉

医療機関等の受付窓口設置されている顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置くと、保険証利
用登録が済んでいない人には、その場で利用登録の案内が表示されます。
マイナポータル（モバイルアプリ）等でも登録状況を確認できます。

〈マイナンバーカードを持っているが、保険証利用登録がご自身では難しい場合〉

役場健康福祉課および住民課窓口で、登録支援を行っています。

- ◆マイナンバーカードの保険証利用登録に必要なもの
- ・マイナンバーカード ・数字 4 桁の暗証番号

〈用語集〉

マイナ保険証

保険証として使えるように保険証利用登録済のマイナンバーカード

資格確認書

マイナ保険証を持っていない人等に、令和 6 年 12 月 2 日以降の更新時等に
交付するもの

資格情報のお知らせ

マイナ保険証を持っている人が、自分の被保険者資格の内容を簡易に
把握できるよう、令和 6 年 12 月 2 日以降の更新時等に交付するもの

【問合せ先】役場健康福祉課（電話 72-0334）